

盛岡市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 30 日

盛岡市長 内 舘



- 1 都市計画の種類 市街地再開発事業
- 2 都市計画を変更する土地の区域 中ノ橋通一丁目地区（別紙図面のとおり。）
- 3 都市計画の図書の縦覧場所 盛岡市都市整備部市街地整備課

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。